解散公告

当社は、令和七年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

山口県下関市向洋町三丁目一一番一三号

有限会社デリカ榊原

清算人　榊原　俊雄

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

徳島市名東町三丁目四七四番地

有限会社名東タクシー

清算人　坂東　正浩

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

香川県善通寺市善通寺町二〇〇四番地

有限会社わたや

清算人　岩田　浩司

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

愛媛県西予市宇和町田苗真土二〇五六番地

菊間瓦販売株式会社

代表清算人　柚山　幹男

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

愛媛県西条市河原津甲二三二番地

有限会社河原津農園

代表清算人　川又　秀則

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

福岡市早良区荒江二丁目六番一―三〇一号

ＮＰＯ法人Ｒａｓｉｋｕ

清算人　山下　幸子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

福岡県みやま市瀬高町太神一三三四番地の一

有限会社クリーンスヤスヤ

清算人　工藤　泰子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

佐賀県神埼市神埼町本堀三一三〇番地の一六

五代商事株式会社

清算人　原田　幸雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

鹿児島県伊佐市菱刈川北二四七七番地三

有限会社シェルパ

清算人　勝田　充

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

鹿児島県肝属郡東串良町川東三五〇四番地一

スターク合同会社

清算人　永瀬　純一

解散公告

当社は、令和七年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

沖縄県那覇市久茂地一丁目七番一号

株式会社国際通り

代表清算人　杉**原**　明

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年五月十三日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

群馬県渋川市石原八〇番地

清算法人古巻中部土地改良区

代表清算人　廣田　勝次

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月二十六日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

千葉県長生郡一宮町東浪見一六二七番地二

医療法人社団秋齊会

清算人　秋場　透

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月三日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

東京都中野区南台二丁目一二番一九号

日章山不動院

清算人　齋藤　輝美

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月三十日定款に定めた解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

神奈川県茅ヶ崎市松林二丁目五番三三号

医療法人こまくさ会

清算人　籠田　豊

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月八日福岡地方裁判所八女支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

福岡県八女市黒木町本分四五六七番地の一

宗教法人薬王寺

清算人　弁護士　栗山扶美香

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十七日松山地方裁判所の解散を命ずる裁判の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十八日

愛媛県松山市緑町二丁目七番地四

宗教法人金剛寺松山大教会

清算人　谷　直樹

連絡先　愛媛県松山市喜与町二丁目三番地

二三　谷法律事務所